

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和3年度 横瀬町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	33	石綿	1	3	760	11	760	0	0
1	80	キシレン	2	1	711,400	1	710,000	0	1,400
1	132	コバルト及びその化合物	1	3	1,700	8	1,700	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	1	3	1,700	8	0	0	1,700
1	300	トルエン	1	3	440,000	2	440,000	0	0
1	309	ニッケル化合物	2	1	6,000	6	6,000	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	3	1,700	8	1,700	0	0
1	438	メチルナフタレン	1	3	5,300	7	5,300	0	0
3	1	アルミニウム(粉状のものに限る)	1	3	74,000	5	74,000	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	3	580	12	580	0	0
3	35	メタノール	1	3	350,000	3	350,000	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	3	350,000	3	350,000	0	0
合計			—	—	1,943,140	—	1,940,040	0	3,100

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。